

仕 様 書

1 件名

長崎平和ハーフマラソンスタッフ等輸送用バス運行業務委託

2 契約期間

契約日から令和7年11月16日まで

3 業務内容

受託者は、次のとおりバスを運行させるため、バス手配やバス運行管理、スタッフ輸送、マラソン離脱者の輸送を行う。

(1) 運行バス種別及び数量等

大型（座席45席以上）	14台
中型（座席33席以上）	2台
小型（座席22席以上）	4台

(2) 運行形態

ワンマン運行

(3) 運行内容等（別紙参照）

ア) 長崎平和ハーフマラソンバス行程表

イ) 長崎平和ハーフマラソンスタッフ用早朝貸切バス運行計画

ウ) 長崎平和ハーフマラソンスタッフ用早朝貸切バス時刻表

エ) 一般市民用シャトルバス運行表（立神方面）

※運行方式については今後調整（3，4，5，12号車）

オ) 幹旋員業務内容等（県営常盤駐車場南側）

4 県営常盤駐車場使用料

長崎平和ハーフマラソン実行委員会の負担とする。

5 輸送条件

- (1) 当該営業区域内で、バスの運行を行うことについて、道路運送法第20条その他の関係法令に定める要件を満たすこと。
- (2) 車両の運行に必要な燃料、運転手の飲食等、運転に必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (3) 配車したバスが運行中事故等により運行不能となった場合は、代替車をもって充てること。
- (4) 大会は、雨天時でも開催するが、その場合、雨に濡れたランナー及びスタッフを輸送することが想定されるため、乗車にあたって支障がない対策を講じること。

6 その他

(1) 運行実績報告書等の作成

乗降者数を把握するため、運行実績報告書等を作成すること。特に、早朝スタッフの輸送については、バス停（乗車場所）ごとの乗車人数を記載すること。

(2) 表示

バスには、「長崎平和ハーフマラソンスタッフ等輸送用バス」であること及び何号車であることが分かるように表示し、スタッフ等の乗車に支障がないよう配慮すること。

(3) 緊急連絡体制

事故や災害等の緊急時に備え、双方とも緊急連絡網及び緊急体制を整備し、運行開始前に双方で確認する。

(4) 幹旋員

受注者は県営常盤駐車場南側（7時～8時）に幹旋員を1名配置すること。

(5) 打合せ

各バス会社及び実行委員会と入念な打ち合わせを行い、運行に支障がないようにすること。受注者決定後、各ルートについては発注者と受注者で再検討を行い、必要に応じ工程表等の修正を行うこと。（追加の費用負担が発生する場合は変更契約を行うなど対応を協議するものとする。）

(6) 支払方法

正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(7) 大会規模の縮小又は中止

大会規模を縮小又は中止した場合については、当該部分に関して、発注者は受注者に対して下表のとおり違約料を支払うものとする。

取消日	違約料
契約日から令和7年11月14日まで	契約金額の30%に相当する額
令和7年11月15日	契約金額の50%に相当する額

(8) 協議

この仕様書に定めのない事項並びに運行内容の変更及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。